

別表 1 日常生活用具の種目、対象者および基準額等（令和7年4月1日現在）

区分	種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
給付	介護・訓練用支援用具	特殊寝台	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット	(1) 次のいずれかに該当する者で3歳以上のもの ア 下肢または体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。） イ 重度または最重度の知的障がい者（児） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
		特殊尿器	(1) 下肢または体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であって、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者または介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
		入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として3歳以上の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
		体位変換器	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
		移動用リフト	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし原則として3歳以上の者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用しできるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年

		(2) 難病患者等であって、下肢 または体幹機能に障害のある者			
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者 (2) 難病患者等であって、下肢または体幹機能に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	(1) 下肢または体幹機能に障害のある身体障がい者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 (2) 難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者または介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円以内 (年額)	8年
	便器	(1) 下肢または体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 (2) 難病患者等であって、常時介助を必要とする者	対象者が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 (手すりをつけた場合5,400円)	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害のある身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもの	3,000円	3年
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害のある身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等であって、下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000円以内 (年額)	8年
	頭部保護帽	(1) 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行や立位が不安定で頻繁に	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年

	転倒する恐れのある身体障がい者（児） (2) 重度または最重度の知的障がい者（児）もしくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ア スポンジおよび革を主材料としているもの イ スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの		
特殊便器	(1) 次のいずれかに該当する者で、原則として学齢児以上の者 ア 上肢障害2級以上の身体障がい者（児） イ 重度または最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 (2) 難病患者等であって、上肢機能に障害のある者	足踏ペダルで温水温風を出すことができるもので、対象者または介護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	次のいずれかに該当する者で、火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500円	8年
自動消火器	(1) 障害等級2級以上の身体障がい者（児） (2) 重度または最重度の知的障がい者（児） (3) 難病患者等であって、真に必要と認められる者	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年
電磁調理器	次のいずれかに該当する者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (1) 視覚障害2級以上の視覚障がい者 (2) 重度もしくは最重度の知的障がい者	対象者が容易に使用できるもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上で聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

在宅療養等支援用具

透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー（吸入器）	(1) 呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者（児）で、必要と認められる者 (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のある者	対象者または介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
電気式タン吸引器			56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車			17,000円	10年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能障害3級以上の身体障がい者（児）で、医療保険における在宅酸素療法を行う者または人工呼吸器を常時必要とし、医師が必要と認める者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者または介護者が容易に使用できるもの	157,500円	5年
排痰補助装置（カフアシスト）	神経筋疾患または重度の脳性麻痺等により、自力での排痰が困難で、医師が必要と認める者	肺に貯留した分泌物を効果的に排出することができる咳介助機能を有し、医師の指示のもとにおいて対象者または介護者が容易に使用でき、かつ使用終了までの間は、当該装置の納入業者による定期的なメンテナンスを受けられるもの	月額21,000円 （レンタル料）	—
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）のみの世帯およびこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもの	9,000円	5年
視覚障がい者用体重計	視覚障害2級以上で、視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	18,000円	5年
視覚障がい者用血圧計	視覚障害2級以上の視覚障がい者で、常時血圧の測定が必要と認められる者。ただし、視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	15,000円	5年

情報・意思疎通支援用具	人工呼吸器用外部バッテリー	(1) 呼吸器機能障害 3 級以上の身体障がい者(児)で、人工呼吸器を常時必要とする者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり人工呼吸器を常時必要とする者	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者または、介助者が容易に使用できるもの	100,000円	5年
	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障がい者または肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級または視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害のある(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもので次のとおりとする。 (1) 標準 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)で、就労もしくは就学しているものまたは就労が見込まれる者	対象者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの	85,000円	6年

視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
視覚障がい者用時計	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用できるもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
地上デジタルラジオ	視覚障害2級以上の視覚障がい者のみで構成される世帯およびこれに準ずる世帯	テレビ音声およびAM／FM放送を受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	29,000円	6年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用できるもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出により音声言語機能障害がある身体障がい者（児）で、当該装置の使用により発声または発語が可能となる者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	8,100円	4年
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年

	点字図書	主に、点字により情報を入手している視覚障がい者（児）	点字出版施設が発行する点字により作成された図書（月刊または週刊で発行される雑誌類を除く。）。ただし、年間6タイトルまたは24巻を限度とし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	点字図書の価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	—
	人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装用している者	スピーチプロセッサ等の外部装置で使用者が容易に使用し得るもの	300,000円	5年
	人工内耳用電池	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装用している者	人工内耳に使用する電池で、対象者が容易に使用できるもの	空気電池月額 2,800円(充電電池との併給は不可) 充電電池 18,000円(空気電池との併給は不可)	— 1年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ装具（消化器系） 人工肛門を設け排泄を行っている直腸等機能障害を有する身体障がい者（児）	ストーマ装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型でラテックス製またはプラスチックフィルム製の収納袋	月額 10,200円	—
		ストーマ装具（尿路系） 人工ぼうこうを設け排泄を行っているぼうこう機能障害を有する身体障がい者（児）	ストーマ装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製またはプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 13,000円	—
	紙おむつ等	次のいずれかに該当する身体障がい者（児）。ただし、児童においては原則として3歳以上の者とする。 (1) ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者で高度の排便もしくは排尿機能障害の者 (2) 脳原性運動機能障害または同程度の障害があり、かつ意思表示が困難な者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障害がある身体障がい者（児）。ただし、児童においては原則として3歳以上の者とする。	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用	1年

					普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）がある障がい者等のうち障害程度等級が3級以上の者。ただし、特殊便器への取替については上肢障害2級以上の者 (2) 難病患者等であって、下肢または体幹機能に障害のある者	対象者が現に居住する住宅（借家）の場合は家主の承諾を必要とする）の住環境の改善に係る、次のいずれかに該当する小規模な住宅改修 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他段差解消等の住環境を改善する経費 (7) 前各号の住宅改修に付帯して必要となる経費	200,000円	原則 1回
貸与	情報・意思疎通支援用具	福祉電話	聴覚または音声機能もしくは言語機能に障害のある聴覚障がい者等または外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者またはファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等または身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円	— —
		ファックス	聴覚または音声機能もしくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯	対象者が容易に使用できるもの	7,700円	—

共同利用	情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ワードプロセッサ	視覚障がい者（児）で就労もしくは就学している者または就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	—
------	-------------	-----------------	-------------------------------------	---	------------	---

（注）

- 1 価格には、消費税相当額（1円未満は切捨て）を含む。（非課税物品を除く。）
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計および聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 4 入浴補助用具の給付については、給付対象者の実態に応じて品目を決定して給付し、各品目の年間合計金額が90,000円以内とする。また、給付対象者の実態の変化等で給付品目以外の品目の給付の必要が生じた場合は、翌年度にその品目（年額90,000円以内）を給付することができる。
- 5 移動・移乗支援用具についても、年額60,000円以内で上記4と同様の取扱いとする。

別表２ ストーマ装具に含まれる付属品

対象品	性能等
皮膚保護ペースト	ストーマ周辺の皮膚の凹凸を埋めて密着性を高めるもの。
皮膚保護パテ	
皮膚保護ウエハー	
皮膚保護パウダー	皮膚を保護し、皮膚と面板の密着性を高めるものまたは排泄物の付着を防ぐもの。
コンベックスインサート	皮膚と面板の密着性を高めるもの。
剥離剤	皮膚から面板をはがしやすくするもの。
皮膚被膜剤	皮膚に被膜を作り、剥離時の皮膚への刺激を和らげるものまたは排泄物の付着を防ぐもの。
固定ベルト	ストーマ袋と身体の密着性を高めるもので、ストーマ袋に対応したもの。
サージカルテープ	皮膚と面板の密着を助長するために面板の周囲に張り付けるもので、かぶれにくい特性を有する粘着性のもの。
レッグバッグ	外出時や就寝時など長時間にわたり尿の排出ができない際に使用することで蓄尿量を増やすことができるもの。
ナイトドレージ	
面板穴あけ専用ハサミ	ストーマ袋の面板を切るために用いる曲剪専用のもの。
消臭剤	ストーマ袋の中に入れて用いるもので、ストーマ袋内の排泄物の臭いを消臭するもの。
ストーマカバー	発汗によりストーマ袋が蒸れを起こして皮膚に真菌などが発症するのを防ぐために、ストーマ袋にかぶせて用いるもの。

※ストーマ袋の使用に必要なものに限る。